

ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究に関する見解

生殖医学研究の発展と生殖医療における安全で有効な診断・治療法開発のために、精子・卵子・受精胚を用いる研究は不可欠である。本見解は、本領域における科学的に重要な研究を積極的に推進するために、研究材料提供者の安全と権利・利益を守るとともに、本会会員の関わる研究の倫理的枠組みを明確にすることを目的とする。ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究に従事する者は、研究に際して、本見解をはじめとする会告を遵守しなければならない。

1. 研究の許容範囲

ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究に従事する者は、法令および政府・省庁の倫理指針や各種ガイドラインの最新版を遵守しなければならない。また、法令および政府・省庁の倫理指針や各種ガイドラインが認める範囲で、その研究を施行することができる。

2. ヒト精子・卵子・受精胚の取り扱いに関する条件

ヒト精子・卵子・受精胚は、提供者への文書を用いた十分な説明を行ったのちに、文書による承諾を得ることにより、はじめて研究に使用することができる。

研究の説明文書と同意文書などは、診療や医療行為のための説明文書・同意文書から独立した文書とする必要がある。

また、研究に用いた受精胚などは、研究後、研究者の責任において、これを法令および政府・省庁の各種ガイドラインに準じて処理する。

3. ヒト精子・卵子・受精胚の取り扱い者

ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う責任者は、原則として医師とする。また、研究に従事する者は、その研究の重要性を十分認識した者とする。

4. 研究の登録と報告

ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究を本会会員が行うにあたっては、所属施設倫理委員会などの審査による承認を受けた上で、別に定める書式により登録する。

さらに、法令および政府・省庁の各種ガイドラインの定める登録・審査を要する研究は、その規定に従わねばならない。

ヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究を行う研究者は、研究の進行状況について、別に定める書式により、年次報告を行うとともに、研究の終了時には終了報告を行う。

（昭和 60 年 3 月発表，会長 加藤 俊）

（平成 14 年 1 月改定，会長 荒木 勤）

（平成 25 年 6 月改定，理事長 小西郁生，倫理委員会委員長 落合和徳）

（令和 7 年 6 月改定，理事長 加藤聖子，臨床倫理監理委員会委員長 鈴木 直，

定款・見解改定検討小委員会委員長 小野政徳）